

## かごしまワーケーション推進拠点整備支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、本県への関係人口の創出・拡大を図るため、県内のワーケーション実施の拠点づくりに取り組む団体等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) ワーケーション

企業やフリーランス等が、普段の職場とは異なる場所で、テレワーク等を活用した「仕事」を行いながら「休暇」等その地域ならではの活動も行う柔軟な働き方をいう。

#### (2) 拠点施設

インターネット等の情報通信ネットワーク等の設備が整備された、ワーケーション実施者が働くことのできる施設（テント等の可動式の設備を使用するものを含む）をいう。

### (補助金の対象)

第3条 補助金の対象事業は、別表第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とし、事業実施者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県内に主たる事務所又は活動の拠点を有する団体であること。
- (2) 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。
- (3) 明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること。
- (4) 所定の期間内に事業が完遂できると認められること。
- (5) 県等の補助金等の不正受給処分がなされていないこと又は不正受給処分がなされてから3年以上経過していること。
- (6) 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行っていないこと。
- (7) 同一の事業について、国、県等から他の補助金を受けていないこと及び受ける予定がないこと。
- (8) 県税に未納がないこと。
- (9) 事業者の構成員等が暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (10) その他、公序良俗に反する業務を行う者など、補助対象とすることが社会通念上不適切と知事が認める者でないこと。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額から補助事業に伴う施設利用料収入、体験料収入等その他の収入（この補助金を除く。）の額を控除した額に、同表第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とし、同表第5欄に定める額を上限とする。

### (補助金の交付申請)

第4条 規則第3条の補助金交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第1-1号様式）
- (2) 収支予算書（別記第1-2号様式）

- (3) 事業実施主体の活動状況調（別記第1－3号様式）
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 補助金等交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

（補助金の交付の条件）

- 第5条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。
- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
  - (2) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
  - (3) その他、規則、この要綱の定めに従うこと。

（決定の通知）

第6条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第7条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助金額の変更
- (2) 補助対象経費で、各区分20%を超える増減
- (3) 補助事業の内容の変更（軽微なものを除く。）

2 規則第7条第1項の補助金変更申請書は別記第3号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業変更計画書（別記第3－1号様式）
- (2) 変更収支予算書（別記第3－2号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は補助金変更承認通知書（別記第4号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は補助金変更交付決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとし、申請の取下げは補助金交付申請取下げ申出書（別記第6号様式）により行うものとする。

（状況報告等）

第9条 規則第11条第1項の規定による状況報告は、事業遂行状況報告書（別記第7号様式）により行うものとする。

2 規則第11条第2項の規定に定める承認または報告は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、事業中止（廃止）申出書（別記第8号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに事業遅延等報告書（別記第9号様式）を知事に提出し、その指示を受けること。

（実績報告）

第10条 規則第13条の事業実績報告書は、別記第10号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により事業実績報告書に添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 収支決算書(別記第10-1号様式)
- (2) 対象経費の支払が確認できる書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は、1部とする。

#### (補助金の額の確定)

第11条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書(別記第11号様式)により行うものとする。

#### (補助金の交付)

第12条 この補助金は、精算払により交付するものとする。

2 規則第16条第1項の補助金交付請求書は別記第12号様式のとおりとする。

#### (交付決定の取消)

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令又は本要綱に基づく知事の处分若しくは指示に違反したとき。
- (2) 知事が提出を求める書類等を期限内に提出しないなど、補助事業に関して、怠慢と認められる行為を行ったとき。
- (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき、交付決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- (4) 補助事業や提出書類等に虚偽その他不正の行為があったとき。
- (5) 交付決定後生じた事情の変更等で、補助事業の全部又は一部を継続することができないと判断したとき。
- (6) 第3条第2項に規定するものに該当しないことが明らかになったとき。

2 前項の規定は、第12条の規定に基づく額の確定があった後においても適用する。

3 知事は、第1項に基づく取り消しを行ったときは、別記第13号様式により補助事業者に速やかに通知するものとする。

#### (補助金の返還)

第14条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金を返還させることができる。

2 知事は前項に基づき補助金を返還させるときには、次に掲げる事項を補助事業者に通知する。

- (1) 返還すべき補助金の額
- (2) 加算金及び延滞金に関する事項
- (3) 返還期限

#### (帳簿書類の検査等)

第15条 知事は、本事業の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて補助事業者に報告を求め、本補助事業に係る帳簿及び証拠書類、その他補助事業の実施に関する必要な書類や物件を検査できるものとする。

#### (債権譲渡の禁止)

第16条 補助事業者は、第6条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

#### (財産の処分の制限)

第17条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が交

付を受けた補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合又は当該財産に応じ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間（別に定めるものにあっては、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して別に定める期間）を経過した場合は、この限りではない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で別に定めるもの

(3) その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて別に定めるもの

2 規則21条の規定による承認を受ける場合は、別記第14号様式により申請するものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月10日から施行し、令和4年4月1日以降に事業開始したものから適用する。
- 2 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月1日以降に事業開始したものから適用する。
- 3 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日以降に事業開始したものから適用する。

別記第1号様式（第4条関係）

年　月　日

鹿児島県知事

殿

住　所

申　請　者

※ 法人の場合、代表者名まで記入してください。

年度かごしまワーケーション推進拠点整備支援事業補助金交付申請書

度においてかごしまワーケーション推進拠点整備支援事業を実施したいので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条及びかごしまワーケーション推進拠点整備支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- |     |                |   |   |
|-----|----------------|---|---|
| 1   | 補助金交付申請額       | 金 | 円 |
| 2   | 関係書類           |   |   |
| (1) | 事業計画書          |   |   |
| (2) | 收支予算書          |   |   |
| (3) | 事業実施主体の活動状況調   |   |   |
| (4) | その他知事が必要と認める書類 |   |   |

## 別記第1－1号様式

## 事業計画書

## 1 事業実施主体

事業実施主体名 及び代表者名		
所在地		
連絡先電話番号		
メールアドレス		
ホームページ		
担当者職・氏名		
団体の 場合のみ 記載	団体の設立年月日	年　月　日
	団体の概況	

## 2 事業の実施目的・効果

※地域に存在するワーケーション資源・魅力や住民ニーズ、地域への効果等を踏まえて記載すること。
--

## 3 事業の概要

(1)事業の名称		
(2)事業実施期間	年　月　日　～　年　月　日	
(3)事業実施地区		
(4)事業ターゲットと理由		
(5)事業内容	①ワーケーション拠点施設の整備・運営・情報発信	
	②拠点施設利用者誘致のためのワーケーションの体験イベントの開催及び参加者募集のための広報	
	③拠点施設を利用するワーケーション実施者と地域住民や県内企業人材との交流を図る事業	
	※外部へ発注するものについては、原則、県内事業者へ発注するものとし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難である場合は、その理由を記載すること。	
(6)事業実施スケジュール	年　月 年　月 年　月	
	※今年度以降のスケジュールに関しても記載すること。	
(7)事業実施体制		
	※地域の理解を踏まえ、十分な体制のもと、取組を主体的に行い計画を実現できることが分かるように記載すること。	
(8)事業開始の		

実現性	※資金調達（自己資金）の確保等、必要な人材の確保、地域の要望等を記載すること。
(9)事業の今後の継続性	※収支計画の概要（経営又は運営安定年までの収入、支出等）、利用者数の確保はどのように図っていくか等自立的運営に向けての計画・展望を記載すること。

#### 4 拠点施設利用者誘致計画

(1)誘客目標数	人／年（現在の利用者数）	人／年
(2)誘致計画の内容	※記載する誘致計画は、当該補助金申請にかかるものだけでなく、申請者が独自に行う事業についても記載してください。	

#### 5 他の補助金の活用の有無

( 有 ・ 無 )							
※他の補助金の活用の有無について、「有」「無」のいずれかに○をしてください。							
「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。							
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 5px;">補助金名</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">事業内容</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">補助金に係る問合せ先</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>		補助金名		事業内容		補助金に係る問合せ先	
補助金名							
事業内容							
補助金に係る問合せ先							

#### 6 仕入額控除の有無

( 有 ・ 無 )
※仕入控除額の「有」「無」のいずれかに○をしてください。
「無」の場合には、その理由を記載してください。

( 免税事業者であるため ・ その他 ( ) )

#### 7 その他特記事項

※補助事業の内容が施設改修工事で、補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載すること。また、今後、当該建物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用した別の整備計画の予定がある場合は、その内容を記載すること。
--

#### 8 添付書類

- (1)事業計画の詳細が把握できる事業費内訳書、図面、見積書、パンフレット、施設等の現況写真等
- (2)事業実施主体の概要が把握できる資料（規約、構成員の所属、氏名、役割等）（別紙参照）
- (3)事業に係る5年間の収支計画書（様式は問わない。）
- (4)補助事業の内容が改修工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容のわかる資料
- (5)補助対象である建物（設備、備品を含む。）に他の補助金を活用した別の設備予定がある場合はその内容がわかる資料

## 別記第1－2号様式（第4条関係）

## 收支予算書

## 1 収入

(単位：円)

区分	予算額	内訳	備考（支払先等）
鹿児島県 補助金			
補助対象事業に係る収入			
自己資金			
その他			
収入合計【A】			

## 2 支出

(単位：円)

区分	予算額	内訳	備考（支払先等）
補助対象経費	施設整備費		
	拠点施設の賃借に要する費用		
	電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払う費用		
	補助事業実施に伴い発生する人件費		
	情報発信に係る経費		
	その他		
支出合計（補助対象経費）【B】			
補助対象外経費【C】		※対象外経費の主な内訳を記載してください。	
総事業費（B+C）【D】			

## 3 補助金交付申請額

(単位：円)

	※補助率：1／2 補助金交付上限額：200万円
--	----------------------------

## 別記第1－3号様式

## 事業実施主体の活動状況調

申請者（団体） の概要		1 任意団体 ( 常設組織・臨時組織 ) 2 法人 3 その他 ( )	設立年月日 (活動開始年月)	年 ( 年 月 日 )
団 体 用	設立目的			
	組織状況	<input type="radio"/> 会員数： 人 <input type="radio"/> 事務局スタッフ： 人 <input type="radio"/> 役員の構成：		
主な活動実績 (過去2年間)				
過去2年間の 助成実績 (県・国事業等)	事業名		補助金額	
担当者		連絡先	住所 〒 電話 フax/fax 電子メール	

(注) 規約、役員名簿を作成している団体は添付すること。

別記第2号様式（第6条関係）

番 号  
年 月 日  
( 扱い)

殿

鹿児島県知事

印

年度かごしまワーケーション推進拠点整備支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度かごしまワーケーション推進拠点整備支援事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第4条及びかごしまワーケーション推進拠点整備支援事業補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり交付することに決定しました。

記

1 補助金の額 金 円

2 交付の条件

別記第3号様式（第7条関係）

年　月　日

鹿児島県知事 殿

住 所

申 請 者

※ 法人の場合、代表者名まで記入してください。

年度かごしまワーケーション推進拠点整備支援事業補助金変更申請書

年　月　日付け 第　号で補助金交付決定通知のあった 年度かごしまワーケーション推進拠点整備支援事業を下記のとおり変更したいので、鹿児島県補助金等交付規則第7条及びかごしまワーケーション推進拠点整備支援事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更交付申請額

交付決定額	変更増減額	変 更 額	摘 要

2 変更の内容

3 変更の理由

4 関係書類

- (1) 事業変更計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

別記第3－1号様式（第7条関係）

事業変更計画書

※変更の生じた項目に係る記入のみで可

1 事業実施主体

事業実施主体名 及び代表者名		
所在地		
連絡先電話番号		
メールアドレス		
ホームページ		
担当者職・氏名		
団体の 場合のみ 記載	団体の設立年月日	年　月　日
	団体の概況	

2 事業の実施目的・効果（実績報告の場合は実施結果）

※地域に存在する資源・魅力や住民ニーズ、地域への効果等を踏まえて記載すること。
---

3 事業の概要

(1)事業の名称			
(2)事業実施期間	年　月　日	～	年　月　日
(3)事業実施地区			
(4)事業ターゲットと理由			
(5)事業内容	①ワーケーション拠点施設の整備・運営・情報発信		
	②拠点施設利用者誘致のためのワーケーションの体験イベントの開催及び参加者募集のための広報		
	③拠点施設を利用するワーケーション実施者と地域住民や県内企業人材との交流を図る事業		
※外部へ発注するものについては、原則、県内事業者へ発注するものとし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難である場合は、その理由を記載すること。			
(6)事業実施スケジュール	年　月		
	年　月		
	年　月		
	年　月		
(7)事業実施体制			
※地域の理解を踏まえ、十分な体制のもと、取組を主体的に行い計画を実現できることが分かるように記			

	載すること。
(8) 事業開始の実現性（実績報告の場合は不要）	※資金調達（自己資金）の確保等、必要な人材の確保、地域の要望等を記載すること。
(9) 事業の今後の継続性	※収支計画の概要（経営又は運営安定年までの収入、支出等）、利用者数の確保はどのように図っていくか等自立的運営に向けての計画・展望を記載すること。

#### 4 拠点施設利用者誘致計画

(1) 誘客目標数	人／年（現在の利用者数 人／年）
(2) 誘致計画の内容	※記載する誘致計画は、当該補助金申請にかかるものだけでなく、申請者が独自に行う事業についても記載してください。

#### 5 他の補助金の活用の有無

( 有 ・ 無 )	
※他の補助金の活用の有無について、「有」「無」のいずれかに○をしてください。 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。	
補助金名	
事業内容	
補助金に係る問合せ先	

#### 6 仕入額控除の有無

( 有 ・ 無 )	
※仕入控除額の「有」「無」のいずれかに○をしてください。 「無」の場合には、その理由を記載してください。	
( 免税事業者であるため )	( その他 ( ) )

#### 7 その他特記事項

※補助事業の内容が施設改修工事で、補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載すること。また、今後、当該建物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用した別の整備計画の予定がある場合は、その内容を記載すること。

## 別記第3－2号様式（第7条関係）

## 変更収支予算書〈変更前〉

※ 変更のない経費についてもすべて記入してください。

## 1 収入

(単位：円)

区分	予算額	内訳	備考（支払先等）
鹿児島県 補助金			
補助対象事業に係る収入			
自己資金			
その他			
収入合計【A】			

## 2 支出

(単位：円)

区分	予算額	内訳	備考（支払先等）
補助対象経費	施設整備費		
	拠点施設の賃借に要する費用		
	電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払う費用		
	補助事業実施に伴い発生する人件費		
	情報発信に係る経費		
	その他		
支出合計（補助対象経費）【B】			
補助対象外経費【C】		※対象外経費の主な内訳を記載してください。	
総事業費（B+C）【D】			

## 3 補助金交付申請額

(単位：円)

	※補助率：1／2 補助金交付上限額：200万円
--	----------------------------

## 別記第3－2号様式（第7条関係）

## 変更収支予算書〈変更後〉

※ 変更のない経費についてもすべて記入してください。

## 1 収入

(単位：円)

区分	予算額	内訳	備考（支払先等）
鹿児島県 補助金			
補助対象事業に係る収入			
自己資金			
その他			
収入合計【A】			

## 2 支出

(単位：円)

区分	予算額	内訳	備考（支払先等）
補助対象経費	施設整備費		
	拠点施設の賃借に要する費用		
	電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払う費用		
	補助事業実施に伴い発生する人件費		
	情報発信に係る経費		
	その他		
支出合計（補助対象経費）【B】			
補助対象外経費【C】		※対象外経費の主な内訳を記載してください。	
総事業費（B+C）【D】			

## 3 補助金交付申請額

(単位：円)

	※補助率：1／2 補助金交付上限額：200万円
--	----------------------------

別記第4号様式（第7条関係）

番 号  
年 月 日  
( 扱い)

殿

鹿児島県知事

印

年度かごしまワーケーション推進拠点整備支援事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度かごしまワーケーション推進拠点整備支援事業の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条及びかごしまワーケーション推進拠点整備支援事業補助金交付要綱第7条の規定により承認します。

別記第5号様式（第7条関係）

番 号  
年 月 日  
( 扱い)

殿

鹿児島県知事

印

年度かごしまワーケーション推進拠点整備支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度かごしまワーケーション推進拠点整備支援事業の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条及びかごしまワーケーション推進拠点整備支援事業補助金交付要綱第7条の規定により承認し、下記のとおり変更決定します。

記

1 補助金の額 金 円

2 交付の条件

別記第6号様式（第8条関係）

年　月　日

鹿児島県知事 殿

住 所

申請者名

※ 法人の場合、代表者名まで記入してください。

年度かごしまワーケーション推進拠点整備支援事業補助金交付申請取下げ申出書

年　月　日付け 第　号をもって申請したかごしまワーケーション推進拠点整備支援事業補助金に係る交付の申請を、下記の理由により取り下げたいので、鹿児島県補助金等交付規則第8条及びかごしまワーケーション推進拠点整備支援事業補助金交付要綱第8条の規定により申し出ます。

記

取下げの理由

別記第7号様式（第9条関係）

年　月　日

鹿児島県知事　　殿

住　所

申請者名

※ 法人の場合、代表者名まで記入してください。

年度かごしまワーケーション推進拠点整備支援事業遂行状況報告書

年　月　日付け第　　号で補助金交付決定通知のあった標記事業の遂行状況について、かごしまワーケーション推進拠点整備支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況

（説明の中で、事業に対する出来高の比率（進捗率）を明示すること。）

2 事業完了（予定）

年　月　日

別記第8号様式（第9条関係）

年　月　日

鹿児島県知事 殿

住 所

申請者名

※ 法人の場合、代表者名まで記入してください。

年度かごしまワーケーション推進拠点整備支援事業中止(廃止)申出書

年 月 日付けで申請した標記事業について、下記の理由により中止(廃止)したいので、かごしまワーケーション実施支援事業補助金交付要綱第9条の規定により申し出ます。

記

1 交付決定年月日及び文書番号

2 事業中止の理由

3 その他

本件に係る責任は、事業主体が一切負担することを申し添えます。

別記第9号様式（第9条関係）

年　月　日

鹿児島県知事 殿

住 所

申請者名

※ 法人の場合、代表者名まで記入してください。

年度かごしまワーケーション推進拠点整備支援事業遅延等報告書

年　月　日付け第　　号で交付決定通知のあった上記の補助金事業について、かごしまワーケーション推進拠点整備支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の進捗状況
- 2 遅延等の理由
- 3 遅延等に対する処置
- 4 補助事業の遂行及び完了の予定
- 5 その他  
遅延の理由が分かる書類を添付すること。

別記第10号様式（第10条関係）

年　月　日

鹿児島県知事　　殿

住　所

申請者名

※ 法人の場合、代表者名まで記入してください。

年度かごしまワーケーション推進拠点整備支援事業実績報告書

年　月　日付け　第　　号の交付決定通知に基づきかごしまワーケーション推進拠点整備支援事業を実施したので、鹿児島県補助金等交付規則第13条及びかごしまワーケーション推進拠点整備支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 補助金の交付決定額及びその精算額

交付決定額	金	円
精 算 額	金	円

2 補助事業の完了期日　　年　月　日

## 別記第10－1号様式（第10条関係）

## 収支決算書

## 1 収入

(単位：円)

区分	予算額	決算額	内訳	備考（支払先等）
鹿児島県 補助金				
補助対象事業に係る収入				
自己資金				
その他				
収入合計【A】				

## 2 支出

(単位：円)

区分	予算額	決算額	内訳	備考（支払先等）
補助対象経費	施設整備費			
	拠点施設の賃借に要する費用			
	電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払う費用			
	補助事業実施に伴い発生する人件費			
	情報発信に係る経費			
	その他			
支出合計（補助対象経費）【B】				
補助対象外経費【C】			※対象外経費の主な内訳を記載してください。	
総事業費（B+C）【D】				

## 3 補助金交付申請額

(単位：円)

※補助率：1／2 補助金交付上限額：200万円
----------------------------

別記第11号様式（第11条関係）

番 号  
年 月 日  
( 扱い)

殿

鹿児島県知事

印

年度かごしまワーケーション推進拠点整備支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった 年度かごしまワーケーション推進  
拠点整備支援事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第14条及びかごしまワ  
ークエーション推進拠点整備支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり  
確定しました。

記

交付確定額 金 円

別記第12号様式（第12条関係）

年　月　日

鹿児島県知事 殿

住 所

申請者名

※ 法人の場合、代表者名まで記入してください。

年度かごしまワーケーション推進拠点整備支援事業補助金交付請求書

年　月　日付け 第　　号の交付確定通知書に基づく　　年度かごしまワーケーション推進拠点整備支援事業補助金を交付くださるよう鹿児島県補助金等交付規則第16条及びかごしまワーケーション推進拠点整備支援事業補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額　　金　　円

振 込 先	金融機関名	銀行	支店
	(フリガナ)		
	口座名義人		
	口座番号	当 座 ・ 普 通	

別記第13号様式（第13条関係）

番 号  
年 月 日  
( 扱い)

殿

鹿児島県知事

印

年度かごしまワーケーション推進拠点整備支援事業補助金交付取消通知書

年 月 日付けで交付決定のあった 年度かごしまワーケーション推進  
拠点整備支援事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第17条及びかごしまワ  
ークエーション推進拠点整備支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり  
取り消しました。

記

交付取消額 金 円

別記第14号様式（第17条関係）

年　月　日

鹿児島県知事　　殿

住　所

申請者名

※ 法人の場合、代表者名まで記入してください。

年度かごしまワーケーション推進拠点整備支援事業取得財産処分承認申請書

年度かごしまワーケーション推進拠点整備支援事業により取得した財産を下記により処分したいので、鹿児島県補助金等交付規則第21条及びかごしまワーケーション推進拠点整備支援事業補助金交付要綱第17条の規定により、承認してくださるよう申請します。

記

1 取得した財産名

2 取得金額　　円

3 取得年月日　　年　　月　　日

4 処分の方法

5 処分の理由　　6 処分予定価格（有償による処分の場合のみ）　　円

7 処分予定期　　年　　月　　日

8 残存価格　　円